

モンゴル国立中央文書館に所蔵される若干の日本人関係資料について

Dr. Enkhbayar JIGMEDDORJ (エンヘバヤル ジグメドドルジ)
モンゴル科学アカデミー歴史研究所、早稲田大学外国人研究員

19世紀末-20世紀初期は、東北アジア諸地域の歴史、特に日本とモンゴルの歴史の重要な時期の1つである。当時、外モンゴルは清朝の支配下にあったとはいえ、研究者は、方法論としては、この時期を日本・モンゴルの非公式関係史に関連させて見ている。

従来、研究者は、ボグド・ハーン制モンゴル国期（1911-1921）において外モンゴルにいた日本人に関して、より強い関心を以て注目してきた。1911年以前に外モンゴルに行った日本人については、春日行雄¹、二木博史²、ボルジギン・フスレ³、James Boyd⁴らの研究に一定程度記述されている。これらの研究では主として日本側の史料が利用されている⁵。だが、モンゴル国立中央文書館に所蔵されている日本人関係史料を特に研究したものは、比較的まれなようである。

モンゴル国立中央文書館は、モンゴルにおける歴史研究の史料的中核である⁶。本文書館の清朝支配期（1674-1911年）関係史料は、清朝によるモンゴル人支配に関して実施された政策、モンゴル人の社会、財政、文化、宗教のみならず、当時外モンゴルを訪れた日本、アメリカ等の人々の活動を研究する史料でもある。

本報告では、清朝期の「欽差駐劄庫倫弁事大臣」衙門関係文書庫に所蔵されている日本人関係文書46件に関して述べるつもりである。

庫倫弁事大臣衙門は、ハルハのトゥシェート・ハン、セツェン・ハン、イフ・シャビ、駅、キャフタ東西の卡倫、漢人商人、ロシア帝国との関係を管轄していた。そのため、本文書庫には、モンゴルの地を訪れた外国人に関する史料が保管されているのである。

1 春日行雄、『日本とモンゴルの100年』、1993。

2 Х.Фүтаки. Вэб хуудсанд орсон 1910, 1920-иод оны үеийн Монголын түүхтэй холбогдолтой Японы архивуудын материал. *Researching Archival Documents on Mongolian History: Observations on the Present and Plans for the Future*. Edited by FUTAKI Hiroshi & Demberel ULZIIBAATAR. Tokyo, 2004. pp.57-63; Фүтаки Хироши. Япон судлаач, цэргийн хүний XX зууны эхний Ар Монголын зүүн хэсгийн газарзүйн тухай мэдээлэл. - *Монгол орны газрын зураг болон газар нутгийн нэрийн судалгааны асуудлууд*. УБ., 2013. т.97-106

3 Болжигин・フスレ、「明治時代における日本人の外モンゴル調査」、『学苑』845、2011、pp.112-121.

4 James Boyd. *Japanese-Mongolian relations, 1873-1945. Faith, Race and Strategy*. BIRLL Inner Asia Series. Vol. 8. Printed in England, 2011. pp.59-62

5 大谷光瑞（1876-1948）の中央アジア調査（1902-1904、1908-1909、1910-1914）に関して記された研究は多い。例えば、北村高第、「二次大谷探検隊のモンゴルでの調査について（大谷光瑞師五十回忌記念号）」、『東洋史苑』50/51、pp.67-84、1998。

6 モンゴル国立中央文書館所蔵史料の年代は、1.清朝支配期（1674-1911）、2.ボグド・ハーン制モンゴル国期（1911-1921）、3.人民政府期（1921-）の3つの基本的分類に分けられている。

本報告で紹介する46件の史料は、1880年代-20世紀初頭に関わるものであり、満洲語、漢文、モンゴル語、ロシア語で記されている。すなわち、ある1つの文書が、満洲語、モンゴル語、ロシア語で作成されているのである。

これらの史料は、理藩院、総理各国事務衙門、直隸総督、チャハル都統、北洋大臣、ウリヤスタイ定辺左副将軍等から、庫倫弁事大臣、キャフタ、トゥシェート・ハン、セツェン・ハン部の盟長、カ倫管轄ザサグに送られたものである。また、これらから上呈されたり、庫倫弁事大臣とロシア帝国領事館との間でやりとりされたりした諸文書から成っている。史料の年代、内容の概要を以下に示す。

1. 光緒6-7年(1880, 1881) : 文書13件

日本国官吏西徳次郎を警護してハルハの地を通過させた件。

郭科達明らを保護してサイル・オスの駅舎等の地を經由して通過させた件。

ロシア帝国駐在日本国使臣山本清堅に授与した証明書と書簡を、キャフタ駐在ロシア・コミッサールに届けたことに関するやり取り。

2. 光緒20年(1894) : 文書16件

日本国学生の玉置毅三郎らがフレー、キャフタ等の地を訪れることを通知する文書。

庫倫弁事大臣がロシア領事館にいた玉置らの証明書を取り調べた件。

日本人が本国の儀礼服を身に付けて各地で諜報行為を行ったため、詳細に取り調べる件。

日本国から中国に滞在中の日本人を保護し、帰国させる件等。

3. 光緒28年(1902) : 文書8件

大谷光瑞、日本国官吏の川上俊彦、法学博士戸水寛人、その学生大島與吉らがモンゴルに来る際に、よく保護して通過させ、また入境出境の期日を通知する件。

学生三善清、横川三省、井深彦三郎らがハルハの地を経て黒龍江に向かうことを通知する件。

学生三善らを保護してセツェン・ハン部の地を通過させ、バルガ境官吏に指示したことを通知する件。

4. 光緒31年(1905) : 文書1件

日本国商人の草政吉、櫻井好孝らが外モンゴル、ホブド、フレー、ウリヤスタイ等の地を旅遊するため、保護して通過させるよう送った文書。

5. 光緒33年(1907) : 文書8件

セツェン・ハン部盟長処から、日本国の昌廷米済をシリングル盟のホーチド王の印務処に、また張星喜札爾をバルガの地に、根善秀平をウゼムチン・ベイレ旗に駅舎を使用させて保護して送ったことを上呈した件

日本国官吏の林出賢次郎がホブド、ウリヤスタイ等の地に旅遊するため、よく保護して通過させるよう通知した件等。

文書史料を見るに、モンゴルの地に入ってくる日本人は、北京駐在日本国公使を通じて、清朝の理藩院、総理各国事務衙門等から「保護証明書」を取得していた。

文書に名前の挙がった日本人は、概ね、公務官吏、宗教関係、学問関係の3種に分けることができる。

1. 公務官吏

A. 外交官、官吏：郭科達明、西徳次郎（ロシア帝国駐在日本国公使）、川上俊彦、張星喜札爾、林出賢次郎

B. 軍人：山本清堅（陸軍少佐、ロシア駐在武官）

2. 宗教関係

大谷光瑞（西本願寺法主）

3. 学問関係

玉置毅三郎、戸水寛人（法学博士）、大島與吉

学生：三善清、横川三省、井深彦三郎、草政吉、櫻井好孝など

これらの人々が如何なる目的で外モンゴルに行き、通過したかを、史料に基づいて以下のように明らかにできる。

北京へ向かう：西徳次郎、郭科達明、張星喜札爾

古代の仏教について調査する：大谷光瑞

商業調査：川上俊彦

土地の調査：三善清、横川三省、井深彦三郎

旅遊：戸水寛人、大島與吉、草政吉、櫻井好孝、張星喜札爾、林出賢次郎

公文書には、草政吉、櫻井好孝らを「日本国商人」と記している。だが、彼らは、日本人が上海に建設した東亜同文書院という私立学校の卒業学年の学生であった。

史料から見るに、1880年代には、日本の官吏及び宗教関係者が、北京に行ったり、ロシア駐在日本国公使に文書や書簡を届けたり、宗教調査を行ったりする等の理由で、外モンゴルを経由して通過していた。それに対して、1890年代以降20世紀初頭には、「土地の調査」、「旅遊」という名目の下に、概ね当時のモンゴルの状況、土地等を調査する活動を行っていた。

モンゴルを訪れた日本人の通過旅程を年代順に見ると以下のようなになる。

キャフターイフ・フレーーサイル・オスー張家ロー北京

北京ー張家ローイフ・フレーーマイマーチェンーキャフター

イフ・フレーーダリガンガードロンノールー長城ー北京

売買城ーフレーー新疆

北京ー張家ロードロン・ノールーセツェン・ハン部ー黒龍江

天津ー直隸ー内モンゴルーイフ・フレーーウリヤスタイ

奉天ーセツェン・ハン部ーシリングゴル盟西ホーチド王旗ー北京

ジリム盟ーシリングゴル盟ーセツェン・ハン部のドルジパラム王の旗ーボイル湖ーハイラル

フルンボイルーセツェン・ハン部のツェレンニャム公の旗ーシリングゴル盟のウゼムチン・ベイレ旗

旅程から見るに、日本人はモンゴルの主要な中心となる地域を通過していた。とりわけ、

モンゴル東部、すなわち当時のハルハのセツェン・ハン部、現在のモンゴル国ドルノド県、スフバートル県の地域により興味を持っていたようである。

これらの文書は、清朝、そしてモンゴルの盟、旗、印務処の双方が日本人の問題をどう調整していたかについて研究する史料である。

清朝は、外モンゴルを訪れていた日本国籍者を保護して通過させ、入境・出境期日を詳細に通知させることに関する文書を、ウリヤスタイ定辺左副将軍、庫倫弁事大臣、駐劄キャフタ弁理貿易民人事務衙門のザンギらに送付していた。文書の送付、すなわち情報を通知する順番は、理藩院、総理各国事務衙門→ウリヤスタイ定辺左副将軍、庫倫弁事大臣衙門→盟長処→旗印務処→ソムのザンギ→各地方辺境の巡守である。この順に文書が伝達され、回答文書はこの逆の順番で上呈されたのである。

旗印務処は、モンゴルに赴いた日本人がいつ入境したのか、「保護証明書」があるか否かを取り調べ、特に人を送って保護させ、付属文書と共に次の旗に届けていた。付属文書では、その人が旗にいつ何の用で来たのか、どこへ行くのか等を取り調べたことが通知された。日本人が国家の公務を帯びた官吏であった場合には、ハルハの地で駅舎等を使用する特権を有していた。これに関して、旗印務処、駅舎のザンギらから上奏した文書には、「馬、車等を公費で準備する」等のように記されていた。

おわりに

本文書には、日本明治政府のアジアに向けられた対外政策、日清戦争、清朝支配下のモンゴルと日本との非公式関係の一端が示されている。この点において、本文書は東北アジア史研究に関係するものである。

そのため、今後モンゴル国立中央文書館のトゥシェート・ハン、セツェン・ハン部の盟長、キャフタ及びハルハ北境のカ倫管轄ザサグ等の他のフォンドに所蔵されている史料を研究活動に加えることによって、19世紀後半－20世紀初頭の歴史を深く研究する条件が整うであろう。